

令和7年度
新宿区福祉サービス第三者評価
受審費用助成の手引き

令和7年6月

新宿区福祉部介護保険課

— ・ — ・ — 目 次 — ・ — ・ —

1	福祉サービス第三者評価の目的	1
2	受審費用の助成	1
3	助成金の申請から交付までの流れ	3
4	助成金の申請方法	4
5	助成金の交付の決定	5
6	実績報告書の提出	5
7	助成金額の確定と交付請求	6
8	注意事項	7
9	問合せ先・提出先	7

【資料（様式）】

- ・ 令和7年度新宿区福祉サービス第三者評価受審費用助成要綱

1 福祉サービス第三者評価の目的

福祉サービス第三者評価の目的は、第三者の目から見た評価結果を幅広く利用者や事業者に情報提供することにより、サービスの内容を利用者に見えるものとするとともに、サービスの質の向上を目指した事業者の取組みを促すことにより、利用者本位のサービスシステムの構築を行うことです。

このような観点から、事業者には、第三者評価を積極的に活用し、自己の提供するサービスについての客観的認識に努め、その評価結果を踏まえて利用者本位のサービスの提供が行えるよう努めることが求められています。

東京都福祉保健局『福祉サービス第三者評価』

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/service/gaiyou>

とうきょう福祉ナビゲーション(福ナビ)『福祉サービス第三者評価』

<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/hyokatop.htm>

新宿区(以下「区」という。)では、福祉サービス第三者評価制度の普及、定着を目的として、サービス評価の受審にかかる費用を助成しています。

2 受審費用の助成

(1) 助成の対象者

以下のサービスを行う事業所を運営する事業者(法人)

- ① 認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む)
…外部評価(第三者評価)の受審義務付け(受審回数の緩和が適用される場合は2年に1回)
- ② 小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)
- ③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ④ 看護小規模多機能型居宅介護

「小規模多機能型居宅介護」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「看護小規模多機能型居宅介護」の事業所は、平成27年度の運営基準の改正により、運営推進会議等を活用した外部評価が義務付けられ、第三者評価の受審は義務ではなくなりましたが、引き続き助成対象とし、受審を勧奨しています。(第三者評価を受審した場合であっても、運営推進会議等を活用した外部評価の実施は免除されません。)

「認知症対応型共同生活介護」は、令和3年度の運営基準の改正により、運営推進会議を活用した評価を受けた場合は、第三者評価を受けたものとみなされるようになりましたが、運営推進会議による評価には、受審回数緩和制度が適用されません。(運営推進会議による評価を選択した場合は、毎年評価を受ける必要があります。)

(2) 助成の対象となる経費

福祉サービス第三者評価受審に係る費用

- ・ 認証評価機関に支払う経費(認証評価機関との契約にもとづく金額)
- ・ 受審に伴う事前準備や評価結果の広報に係る経費等は、対象ではありません。

(3) 助成の要件

以下のいずれも満たしていること。

- ① 介護保険法に基づく区の事業者指定を受けていること。
- ② 『東京都福祉サービス評価推進機構』が認証する評価機関(以下「認証評価機関」という。)の実施するサービス評価において、「標準の評価」または「サービス項目を中心とした評価」のいずれかを受審すること。

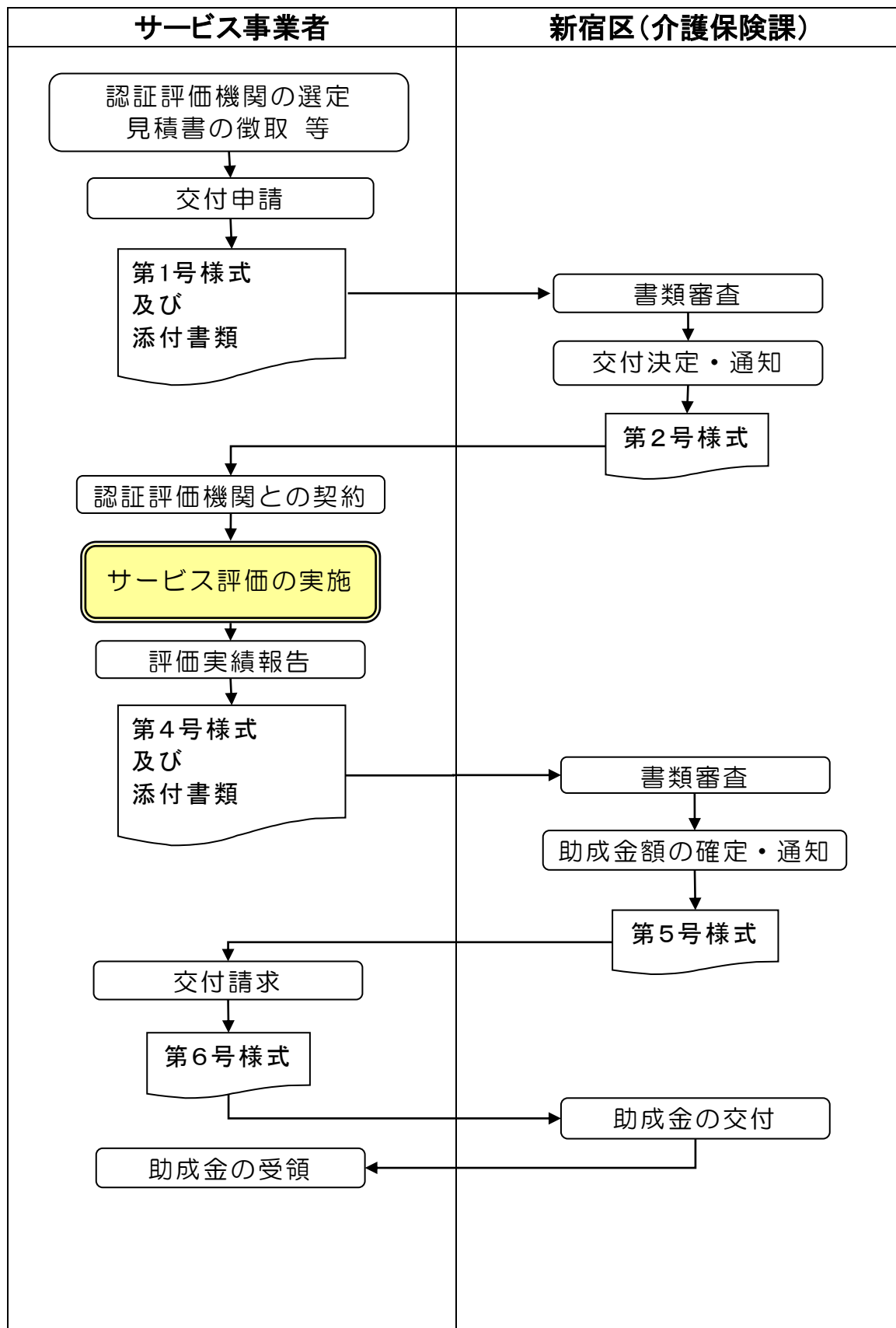
※ 令和7年度中に受審し、令和7年度中に、その評価結果にもとづく実績報告の提出及び評価機関への受審費用の支払いを行えるよう計画されていること。
- ③ 評価結果、結果に基づく改善取組計画を区に報告するとともに、区がそれらを公表することに同意すること。

(4) 助成金額

区の予算の範囲内において、1事業所に対し、サービス評価受審に要した費用。

※上限額30万円(認知症対応型共同生活介護は55万円)

3 助成金の申請から交付までの流れ



4 助成金の申請方法

(1) 助成申請期間

この手引きの周知日から、令和7年12月26日(金)まで(必着)に申請書を提出してください。

また、令和7年度中(令和8年3月末まで)に実績報告書を提出することができない場合は、助成金は交付できません。

受審日は、認証評価機関からの評価結果報告書の受領時期や実績報告書の作成期間も考慮した上で、日数に余裕をもって計画してください。

(2) 申請書の提出方法

窓口(介護保険課推進係)に持参、郵送、または電子メールにて提出してください。

【提出書類】

①「新宿区福祉サービス第三者評価受審費用助成申請書」(第1号様式)

※『申請事業者』とは、運営法人の代表者です。

② 複数(2以上)の認証評価機関が発行する見積書の写し

※それぞれの見積書には、以下のことが記載されている必要があります。
見積書徴取の際には注意してください。

- ・評価の実施方法の別
(標準の評価またはサービス項目を中心とした評価)
- ・契約金額の内訳(具体的な内容)

※認証評価機関の選定にあたっては、2以上の評価機関から見積書を徴取し、見積価格が最も低廉な認証評価機関を選定してください。

※2以上の評価機関の見積書を添付できない場合などは、選定方法や選定理由を記載した書類を添付してください。

③「令和7年度新宿区福祉サービス第三者評価受審費用助成申請理由書」(社会福祉法人のみ必要、任意様式)

※社会福祉法人が申請する場合のみ必要です。社会福祉法人でない場合は必要ありません。

※申請書の日付と同一日で作成してください。

(3) 申請書の記入上の注意

- ① 「受審の目的」欄にはあらかじめ記載されていますが、任意に追記してください。
- ② 認証評価機関との契約予定日の概ね2週間前までに申請書を提出してください。(原則として、助成決定通知を受けた後に契約してください。やむを得ず先に契約する場合は、当事業の助成要件を満たしていることを十分確認した上で行ってください。)。また、受審が予定日より遅れる場合は、担当にご連絡ください。
- ③ 令和7年度中(令和8年3月末まで)に、「新宿区福祉サービス第三者評価受審実績報告」(第4号様式)に必要な書類を添えて提出できるスケジュールであるかを確認してください。

5 助成金の交付の決定

受審費用の助成については、申請書類の審査を行った上で決定します。

実際に交付できる助成金の額は、受審後の実績報告書の提出を受け、その内容を審査してから確定します。

6 実績報告書の提出

(1) 実績報告書の提出期限

認証評価機関から評価結果の報告を受けたら実績報告書を作成し、添付書類とあわせて速やかに提出してください。

最終的な提出期限は、当該年度末(令和8年3月末)までとなります。提出期限までに実績報告書の提出ができない場合は、助成の決定が取り消しになりますのでご注意ください。

(2) 実績報告書の提出方法

窓口(介護保険課推進係)に持参、または郵送にて提出してください。

【提出書類】

① 「新宿区福祉サービス第三者評価受審実績報告書」(第4号様式)

※『申請事業者』とは、運営法人の代表者です。

② 認証評価機関との契約書の写し

③ 認証評価機関が発行する領収書の写し

※契約の履行(支払の完了)を確認するため、請求書等ではなく、領収書(写)をご提出ください。

※領収書には、件名やただし書き等で第三者評価受審費用であることが分かるように表記されていること。

④ 認証評価機関が作成する結果報告書の写し

⑤ 福祉サービス第三者評価受審結果に基づく改善取組計画書(第4号の2様式)

※認知症対応型共同生活介護事業所の改善取組計画書は、区公式ホームページにて公表します。

※提出書類の日付について

①及び⑤の日付は同一日とし、また、③及び④の日付より後の日付としてください。

7 助成金額の確定と交付請求

(1) 助成金額の確定

実績報告の内容を審査した結果、適正であると認められる場合には「新宿区福祉サービス第三者評価受審費用助成金額確定通知書」(第5号様式)にて通知します。

(2) 交付請求書の提出方法

上記(1)による助成金額確定通知書を受領後、速やかに助成金交付請求書を窓口(介護保険課推進係)に持参、郵送、または電子メールにて提出してください。

【提出書類】

- ①「新宿区福祉サービス第三者評価受審費用助成金交付請求書」(第6号様式)
 - ・ 申請事業者名は、必ず申請書・実績報告書と同一であることを確認してください。
- ②「支払金口座振替依頼書」
 - ・ 「依頼人」は、交付請求書に記載された運営法人の代表者です。
 - ・ 金融機関の普通又は当座預金以外の口座には振替できません。
 - ・ 振替口座は、「依頼人」の名義(交付請求書に記載された事業者名の名義)を指定してください。異なる場合は、委任状の提出等が必要になりますので、介護保険課推進係の担当にご連絡ください。

8 注意事項

(1) 押印廃止について

令和7年度から各種申請書(下記参照)にて、押印が不要となりました。

1. 助成申請書(第1号様式)
2. 申請変更届出書(第3号様式)
3. 実績報告書(第4号様式)
4. 改善取組計画書(第4号の2様式)
5. 交付請求書(第6号様式)
6. 支払金口座振替依頼書(第34号様式の2)
7. 理由見本書(社会福祉法人のみ要提出)

(2) 各種申請書内のサービス種別(評価対象サービス)欄について

介護予防のある事業所は、各種申請書内のサービス種別(評価対象サービス)欄にて、「(介護予防)認知症対応型共同生活介護」、または「(介護予防)小規模多機能型居宅介護支援」とご記入ください。

9 問合せ先・提出先

〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

新宿区福祉部介護保険課推進係 [区役所本庁舎2階]

担当: 宮崎・山崎

電 話 03-5273-4596(直通)

E-mail kaigo-shitei@city.shinjuku.lg.jp